「市民活動の推進」と 「市民と行政の協働の促進」に 関する指針(改定版) 概要版

【担当】

〒330−0055

さいたま市浦和区東高砂町11番1号コムナーレ9階 さいたま市 市民局 市民生活部 市民協働推進課 協働係

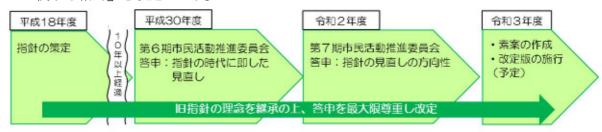
電 話 048-813-6404 FAX 048-887-0164

> ※市内からご意見を送付される際は、フリーダイヤル 0120-310448をご利用ください。

1. 指針の改定にあたり(P1-4)

(1)改訂の経緯(I-1指針の改定)

・市民活動推進委員会の答申を受けて、『「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」 に関する指針』を改定します。

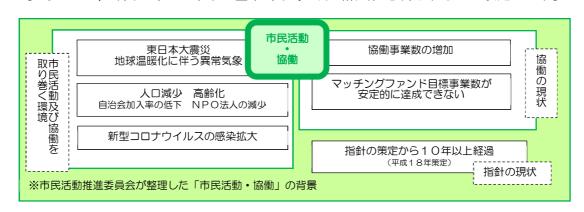


(2)指針の目的(I-3 指針改定の背景)

・「持続可能な地域社会」の構築を「協働によるまちづくり」により目指します。

(3)指針改定の背景(I-2 指針改定の背景)

・指針の策定から今日まで、私たちの思考や行動様式に変容を迫る様々な変化が起きました。そのため、時代に即した本市の基本的な考え方(指針)を明示するため改定します。



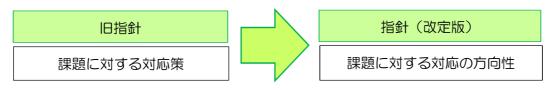
(4)指針の位置づけ(I-3 指針の位置づけ)

- ・本指針は、総合振興計画を上位計画とします。
- ・総合振興計画に対して、基本計画の示す方向性を補完します。



(5)改定前後の変更点(I-3 指針の位置づけ)

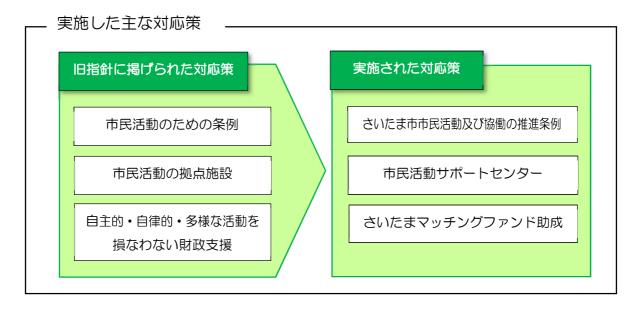
・指針(改定版)では、総合振興計画に対して、基本計画の示す方向性を補完するものとして、具体的な対応策ではなく、課題に対する対応の方向性を示します。



2. 指針の評価と今後の課題(P5-6)

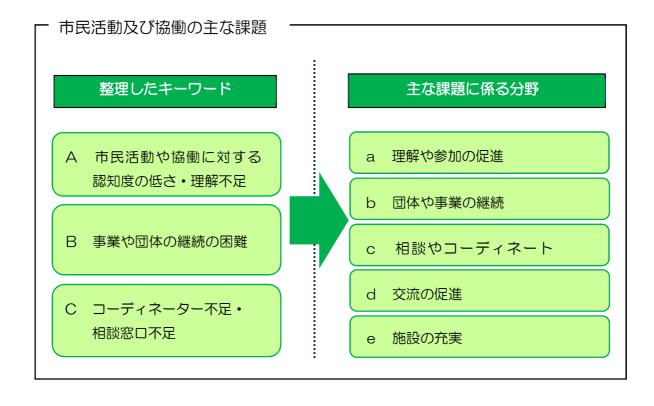
(1)旧指針の評価(I-4指針の評価と今後の課題)

・旧指針で掲げた課題に対する対応策の実施率は89.8%です。実施した主な対応策は次のとおりです。



(2)市民活動及び協働の課題(I-4 指針の評価と今後の課題)

- ・様々な取組を行ってきたことで、協働事業数の増加といった一定の成果が表れています。
- ・一方、市民活動や協働が市民に広まり、市民活動のポテンシャルが十分に発揮できている とはいいきれない現状があります。
- ・指針(改定版)において整理した「市民活動及び協働の主な課題」は次のとおりです。



3. 今後の取組の方向性(P9-29)

(Ⅱ-1 市民活動及び協働を進めるべき方向性・Ⅱ-2 課題に対する対応の方向性)

・指針(改定版)において整理した課題に対する対応の方向性は次のとおりです。

